

7270



# 適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成18年7月3日

会社名 富士重工業株式会社

(コード番号 7270 東証第1部)

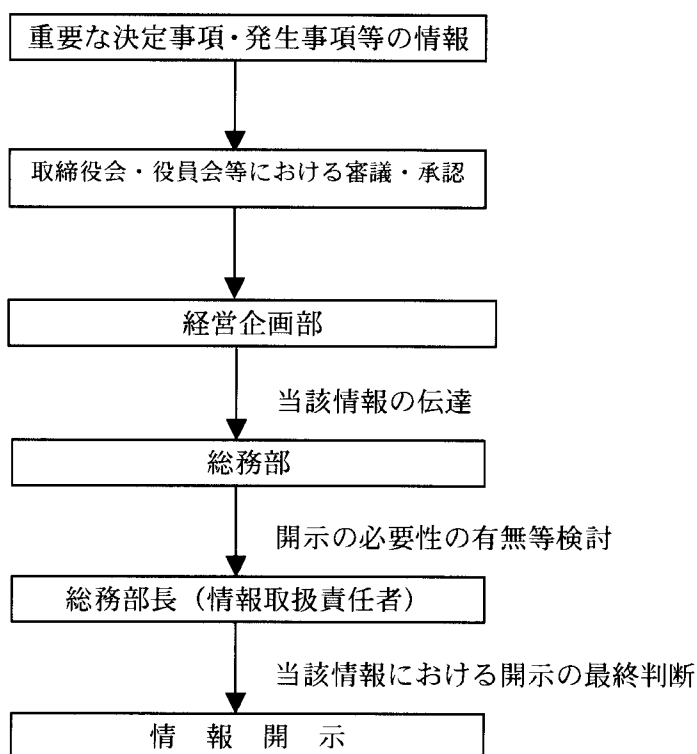
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- ① 当社では総務部長を情報取扱責任者とし、その管理下において総務部が東京証券取引所への開示責任部署となり、適時開示に係る届出を行っております。
- ② 総務部は当社における重要な決定事項・発生事項等に関し、経営企画部より情報の伝達を受け、当該事項について、証券取引法をはじめとした諸法令および東京証券取引所より制定されている適時開示規則に基づき、開示の必要性の有無、公表の時期および方法等の検討を行い、最終的に総務部長（情報取扱責任者）の判断により、原則、取締役会・役員会等における審議・承認後、速やかに開示することとしております。
- ③ また、適時開示規則において開示義務に該当しない会社情報についても、投資家の投資判断に影響をおよぼすと判断したものについては、上記②の手順により開示することとしております。
- ④ 情報開示につきましては、東京証券取引所の TD-net にて行い、必要あれば東京証券取引所内の記者クラブへ資料配布を行うとともに、当社ホームページへも掲載することとしております。

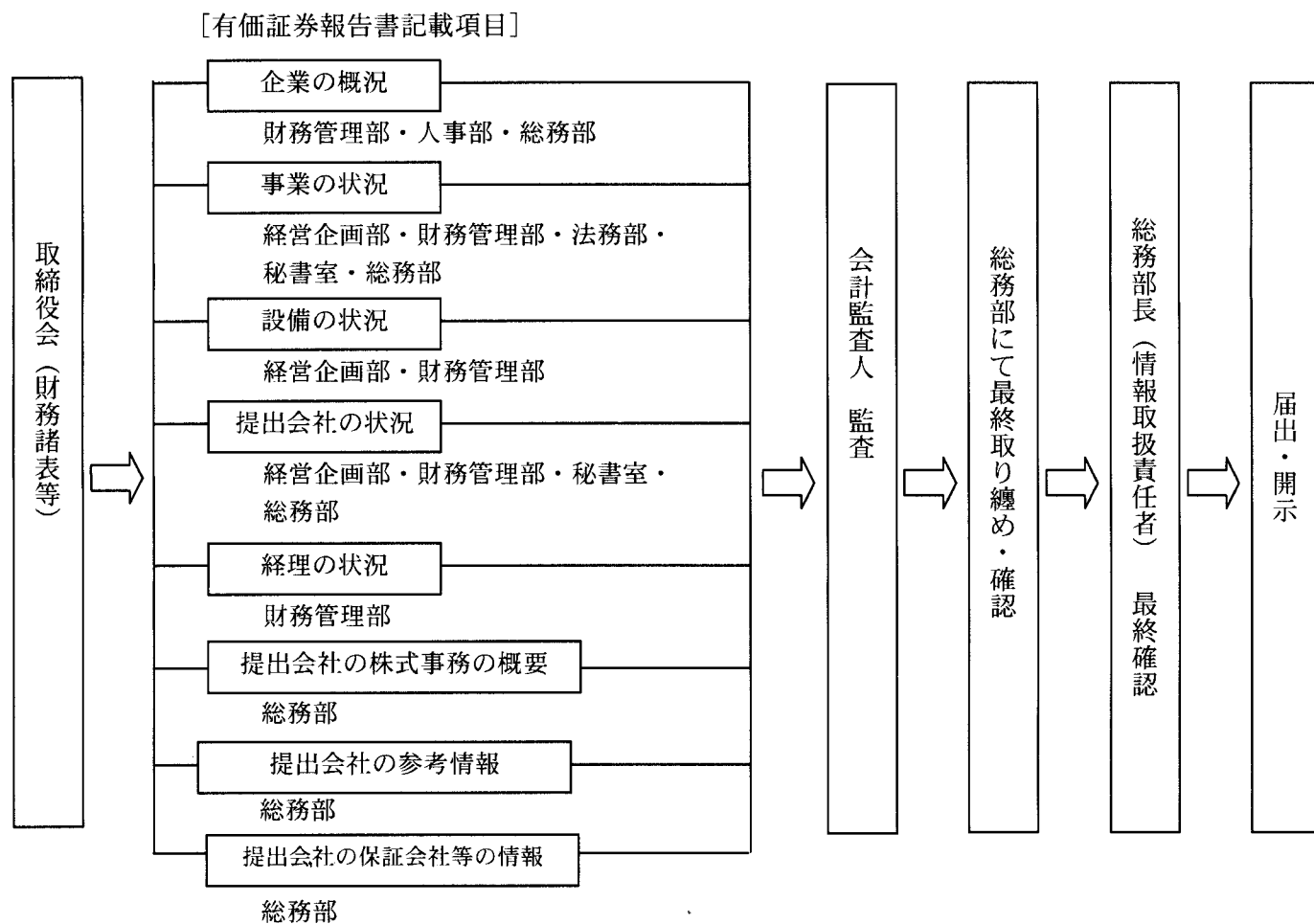
### 【社内体制】



2. 有価証券報告書の提出に係る社内体制（ご参考）

- ① 有価証券報告書における財務諸表等につきましては、取締役会の承認を得て確定したものを根拠として作成しております。
- ② 有価証券報告書における各記載事項につきましては、下図に示す各関係部署が作成を行い、各々の部室長等が確認したものを当社の会計監査人に提出し、監査を受けております。
- ③ 最終的に総務部にて取り纏めを行い、情報取扱責任者である総務部長が最終確認をした上で、届出・開示を行っております。

【社内体制】



以上